# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	地方税等の還付に関する事務 重点項目評価書

### 個人のプライバシ一等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、地方税等の還付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

刈谷市長

### 公表日

令和7年9月1日

[令和7年5月 様式3]

# 項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(	

### I 基本情報

①システムの名称

番号連携システム

_I 基本情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	地方税等の還付に関する事務				
②事務の内容	地方税法に基づき、地方税等の還付に関する事務を行い、還付口座の確認に関する事務で特定個人情 報を取り扱う。				
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	収納システム				
②システムの機能	1 調定管理 課税システムと連携し、当初調定取込、賦課税調定更正処理、調定更正入力を行う機能				
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ○]庁内連携システム</li> <li>[ ○]既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ○]宛名システム等</li> <li>[ 〕税務システム</li> <li>[ 〕その他 ( )</li> </ul>				
システム2~5					
システム2					

②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会等の業務を行う。 1 統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・5情報(住所、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日)を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 2 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能 3 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能 4 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能 5 中間サーバーの稼働状況を確認する機能 6 個人番号・統合宛名番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 アータ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能 まデータ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能 9 操作者認証(ユーザー認証)・権限管理機能 番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能				
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ O]庁内連携システム</li> <li>[ O]既存住民基本台帳システム</li> <li>[ O]宛名システム等</li> <li>[ O]その他 (中間サーバー)</li> </ul>				
システム3					
①システムの名称	中間サーバー				
②システムの機能	情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現します。  1 符号管理機能符号理機能符号理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 情報照会機能情報照会機能情報に、情報提供スットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供機能は、情報提供スットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供機能は、情報提供スットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報、連携対象)の提供を行う機能 番号連携システム接続機能中間サーバーと番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ヤ間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 セキュリティ管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式等の記載に沿って、対応予定 操作者認証(ユーザー認証)・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能				

	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[	] 既存住民基本台帳システム		
	[〇]宛名システム等	[	〕税務システム		
	[ ]その他 (			)	
システム6~10					
システム11~15					
システム16~20					
3. 特定個人情報ファイル名	4				
公金受取口座情報ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法別表24の項				
5. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	[ 実施する ]		<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	表48	の項		
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	総務部納税課				
②所属長の役職名	納税課長				
7. 他の評価実施機関					

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定	1. 特定個人情報ファイル名					
公金受取口座情報ファイル						
2. 基本	情報					
①ファイル	<b>レの種類 ※</b>					
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上				
③対象と	なる本人の範囲 ※	納税義務者、その他還付対象者				
	その必要性	地方税等の適切な還付を行うため				
④記録さ	れる項目	<選択肢> 「10項目以上50項目未満 10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上				
	主な記録項目 ※	・識別情報				
その妥当性		・個人番号、5情報、その他識別情報:還付対象者を正確に特定するため ・公金受取口座登録情報:還付口座を確認するため				
全ての記録項目		別添1を参照。				
⑤保有開始日		令和5年1月4日				
⑥事務担当部署		総務部納税課				
3. 特定個人情報の入手・値		使用				
①入手元 ※		[O]本人又は本人の代理人         [O]評価実施機関内の他部署 (市民課 )         [O]行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁 )         [ ]地方公共団体・地方独立行政法人 ( )         [ ]民間事業者 ( )         [ ]その他 ( )				

②入手方法			[O]紙       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)       [ ]フラッシュメモリ         [ ]電子メール       [ ]専用線       [ O]庁内連携システム         [ O]情報提供ネットワークシステム       [ ]その他 ( )			
③使月	用目的 ※		地方税等の適切な還付を行うため			
		使用部署	総務部納税課			
④使月	用の主体	使用者数	<選択肢>			
⑤使用	用方法		ロ座情報の管理 ・ロ座データを管理し、還付処理を行う。			
	情報の	の突合	上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。			
<b>⑥使</b> 月	用開始日		令和5年1月4日			
4. 特	定個人情	報ファイルの	D取扱いの委託			
委託0	の有無 ※		[       委託しない         (       ) 件			
委託	事項1					
①委託	托内容					
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>			
③委註	<b>托先名</b>					
再	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [ 1) 再委託する 2) 再委託しない			
委託	⑤再委託	の許諾方法				
	⑥再委託	事項				
	事項2~5					
	事項6~1					
	事項11~					
	事項16~					
5. 特	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無		<b>#</b>	[ ] 提供を行っている ( )件 [ ] 移転を行っている ( )件 [ ]			
提供先1						
①法令	う上の根拠	<u> </u>				
②提供先における用途		る用途				
③提供する情報						

④提供する情報の対象となる 本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲							
@HI/II + \+	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]電子メール	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] その他 (	[ ]紙					
⑦時期·頻度							
提供先2~5							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							
移転先1							
①法令上の根拠							
②移転先における用途							
③移転する情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲							
	[  ]庁内連携システム	[ ] 専用線					
⑥移転方法	[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
₩ 19 <del>1</del> 4 7 J 1 A	[ ] フラッシュメモリ	[ ]紙					
	[ ]その他 (	)					
⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10							
移転先11~15							
移転先16~20	移転先16~20						
6. 特定個人情報の保管・注	肖去						
保管場所 ※	1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2 紙媒体により提出された口座振替申出書は鍵付きのロッカーに保管している。 3 サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 4 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベースに保存され、バックアップもデータベース上に保存される。						
7. 備考							

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目
1. 個人番号、2. 宛名コード、3. 氏名、4. 性別、5. 生年月日、6. 住所、7. 公的給付支給等口座登録簿関係情報、8. 公的給付支給等口座情報、9. 金融機関コード、10. 金融機関名(カナ)、11. 店番、12. 支店名(カナ)、13. 預貯金種目コード、14. 口座番号、15. 名義人氏名(カナ)、16. 公的給付支給等口座情報(ゆうちょ銀行(記号番号)表示)、17. 記号、18. 番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

公金受取口座情報ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 氏名等を確認し、対象者以外の情報を入手しないように努めている。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 還付対象者情報は、定められた仕様、帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外は入手しないように努めている。					
リスクへの対策は十分か	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で入手が行われるリスク
- システムを利用する職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施することで不適切な方法で特定個人情報の入手が行えない対策を実施している。
- ・入手した特定個人情報が不正確であることのリスク
- 還付資料の内容と照合し、確認することで正確性の確保に努めている。

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスク	に対する措置の内容	地方税等の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。					
リスクへの対策は十分か		[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等	()によって	不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理       (選択肢>         1) 行っている       2) 行っていな				2) 行っていない			
	具体的な管理方法	個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。					
その他	その他の措置の内容スクリーンセーバーを利用し、長時間にわたり情報を表示しないようにしている。						
リスクへの対策は十分か               十分である               1) 特に力を入れている       2) 十分である         3) 課題が残されている					2) 十分である		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・窓口業務端末に、斜視防止フィルタ等を使用し、来庁者から見えないように設置する。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった際はマスキング処理をし速 やかに破棄する。

4. 特	定個人情報ファイルの	[ 0 ] 委託しない							
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない				
	規定の内容								
	も先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担	]	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない				
	具体的な方法								
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	]	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他のリス	くク及びその!	リスクに対する措置					
5. 特	定個人情報の提供・移転	: (委託や情報提供ネットワー	クシステムを	通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない				
リスク	: 不正な提供・移転が行	われるリスク							
特定個人情報の提供・移転に関するルール		1	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法								
その他	也の措置の内容								

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
   特定個人情報の提供・移転(委   措置 	き託や情報提供ネットワークシステムを	E通じた提供を除く。)におけるその他	のリスク及びそのリスクに対する		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行材	つれるリスク				
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・プラットフォームに、1 情報照会機能(※1)により、情報の発行と照会内容の照会許可用照然提供ネットワークシステムから情報提号法上認められた情報連携以外の財が応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限でアウトを実施した職員、時刻、操作内オンライン連携を抑止する仕組みにない。 (※1)情報提供ネットワークシステム能。 (※2)番号法の規定に基づき事務手をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員報へのアクセス制御を行う機能。	提供ネットワークシステムに情報照:合リスト(※2)との照合を情報提供ネ 会リスト(※2)との照合を情報提供ネ 提供許可証を受領してから情報照会を では、ログイン時の間 管理機能(※3)では、ログイン時の間 での記録が実施されるため、不適じなっている。 、を使用した特定個人情報の照会及で 続ごとに情報照会者、情報提供者、	ットワークシステムに求め、情報を実施することになる。つまり、番目的外提供やセキュリティリスクに 裁員認証のほかに、ログイン・ログ 別な接続端末の操作や、不適切な が照会した情報の受領を行う機 照会・提供可能な特定個人情報		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 中間サーバーと番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。
- 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確 保している。
- 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者におけ る情報漏えい等のリスクを極小化する。

#### 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周 知		[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
その他	也の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 還付資料に基づき更正があれば、随時更新を行う。
- 2 入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 口座振替申出書は鍵付きのロッカーで保管している。

3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置(物理的対策) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が 保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セ キュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
- 日本国内でデータを保管している。
- 4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置(技術的対策)
- ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護 する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
  - ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
  - ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者 が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。
- ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が アクセスできないよう制御を講じる。
- ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上 で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

8. 監査						
実施の	の有無	[〇]自己点検	[〇]内部監査 [ ]外部監査			
9. 従	業者に対する教育・啓	<b>养</b> 発				
従業者	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> <sup>]</sup> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的な方法		≣用ができているかについて、年1回点検を行う。 マキュリティに関する教育を実施する。			
10.	10. その他のリスク対策					

L

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所総務部納税課 電話番号 0566-62-1007			
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。			
③法令による特別の手続	_			
④個人情報ファイル簿への不 記載等				
2. 特定個人情報ファイルの	)取扱いに関する問合せ			
①連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所総務部納税課 電話番号 0566-62-1007			
②対応方法	_			

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日	令和5年1月12日			
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見	の聴取【任意】			
①方法	_			
②実施日・期間	_			
③主な意見の内容	_			
3. 第三者点検【任意】				
①実施日				
②方法	_			
③結果	_			

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月12日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	刈谷市個人情報保護条例第16条に基づき、必要 事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、 必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	重要な変更に当たらない項目 の変更であり事前の提出・公表 が義務付けられない
令和6年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用するシ ステム システム2 ①システムの名称	統合番号連携システム	番号連携システム	事前	
令和6年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ②システムの機能	(住所、氏名、性別、生年月日)を紐付けて管理する機能 ※統合番号とは、本市において一意に個人を 特定する団体内統合宛名番号のことをいいます。 2~5 略 6 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会等の業務を行う。 1 統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。2~5 略 6 個人番号・統合宛名番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 7~9 略	事前	
令和6年12月9日	り扱う事務において使用するシ	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2~3 略 4 統合番号連携システム接続機能 中間サーバーと統合番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 5~10 略	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2~3 略 4 番号連携システム接続機能 中間サーバーと番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 5~10 略	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の16の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 別表24の項	事後	
令和6年12月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 別表第2における情報照会の根拠 27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第20条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表48の項	事後	
令和6年12月9日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	[ ]内部監査	[〇]内部監査	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ②システムの機能	務を行う。 1 統合宛名番号管理機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会等の業務を行う。 1 統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・5情報(住所、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日)を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 2~9 略	事後	重要な変更に当たらない項目 の変更であり事前の提出・公表 が義務付けられない
令和7年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。) 別表24の項	番号法別表24の項	事後	重要な変更に当たらない項目 の変更であり事前の提出・公表 が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他識別情報:還付対象者を正確に特定するため・公金受取口座登録情報:還付口座を確認するため	・個人番号、5情報、その他識別情報:還付対象者を正確に特定するため・公金受取口座登録情報:還付口座を確認するため	事後	重要な変更に当たらない項目 の変更であり事前の提出・公表 が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	要 6. 特定個人情報の保管・消去	保管している。 2~3 略 4 バックアップはサーバー内のデータを庁外データセンターに設置されたバックアップ用サーバーへデータを複写することで実現する。バックアップサーバーは施錠したサーバーラックに設置している。 両拠点間の通信は第三者による不正アクセス等を排除するため、専用回線を使用する。データセンターへの入館に際しては、事前に申請を行い、入館用IDを取得した上で入館する。データセンターへの入退館については、ICカード及び生体	・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2~3 略 4 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーの	事後	自治体中間サーバー・プラット フォーム更改に伴う変更
令和7年9月1日		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 1~3 略 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが 行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保 守・運営を行う事業者における情報漏えい等のリ スクを極小化する。	> 1~3 略 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事	事後	自治体中間サーバー・プラット フォーム更改に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	/. 特定個人情報の保官・消去	ですべいれば、 では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます	マングとの自然からかって、クとが平均がことには明られます。3家庭/ 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの 解析を行う。 ②中間サーバー・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パ ターンファイルの更新を行う。	事後	自治体中間サーバー・プラット フォーム更改に伴う変更